■■■主要生活道路沿道の皆様、ご協力ありがとうございます■■■

主要生活道路は、沿道の皆様のご協力によって、道路の拡幅整備が進み、地域の防 災性が向上しています。改めまして、地権者ほか関係者の皆様に感謝申し上げます。

北西道路



南北道路A



南北道路C



東西道路ポケットパーク



■■■ ポケットパークの整備を予定しています ■■■

≪ポケットパークとは≫

地域の憩いの場としての日常利用だけではなく、災害発生時の被害軽減にも 効果を発揮し、火災時の延焼遅延や焼け止まりとなります。



東立石四丁目地区



令和2年12月

発行: 葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第一係

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 Tel 5654-8345

担当:立石・加藤・角口

日ごろより、東立石四丁目のまちづくりにご理解とご協力をいただきありがとうございま す。昨年度までは、主要生活道路沿道の皆様へ密集事業の進捗状況を報告してきましたが、 今年度からは、東立石四丁目にお住いの皆様全員にまちづくりの進捗をお伝えしていきます。

արիունարիանատիունարիանն արիունարիանատիունարիան արիունարիան առիունարիունարիում

東立石四丁目地区は東京都の不燃化特区に指定されています。

東京都防災都市づくり推進計画が改定されたことにより、不燃化特区の期間が令和 7 年度ま で5年間延長となりました。区ではまちの不燃化を推進するため、主要生活道路の拡幅整備と ともに、引き続き、下記の支援により木造住宅の建替えを促進していきます。

■■■ 不燃化特区における木造住宅建替えへの支援 ■■■

◆不燃化建蓄え助成◆

助成対象

木造モルタルは13年4ヶ月、 木造は14年8か月、 軽量鉄骨造は18年、 以上を経過した住宅を建替える場合

助成金額

除却費用及び建築工事の設計費、 工事監理費の合計に対して 最大200万円

◆税制優遇◆

固定資産税・都市計画税が 5年間最大100%減免さ れます。

◆専門家派遣◆

建替えに伴う様々なお困り ごとをお持ちの方に、弁護 士や1級建築士などの専門 家をご自宅等に無料で派遣 します。

※詳しい要件や手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

<不燃化建替え助成・専門家派遣>

葛飾区都市計画課 密集地域整備第一係 (直通電話 03-5654-8345)

<税制優遇>

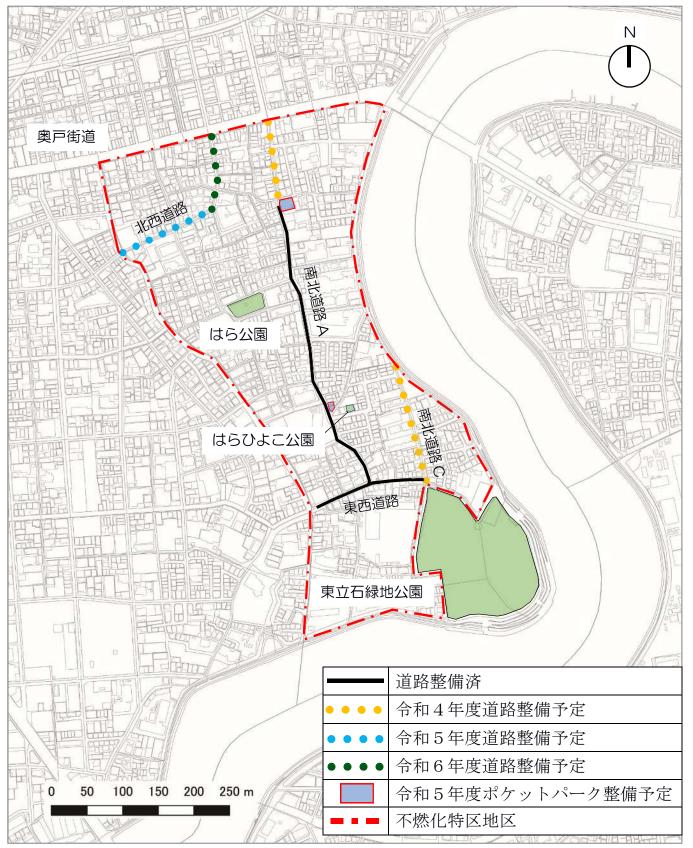
葛飾都税事務所 固定資産税係

(代表電話 03-3697-7511)

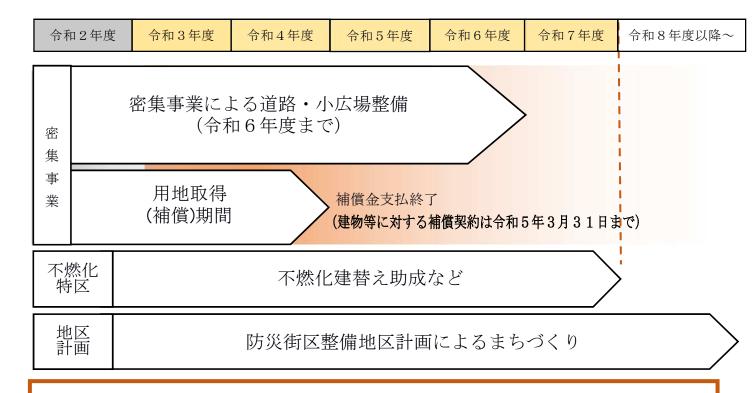
■■■ 密集事業の進捗状況 ■■■

密集事業による、幅員6mの主要生活道路やポケットパークは、地権者ほか関係者の 皆様のご理解とご協力により、令和6年度までの整備を目指して進めてまいります。

【道路整備の状況】(令和2年12月末時点)



■■■ 今後の事業スケジュール ■■■



区では、道路やポケットパークの整備を行うため、密集事業の事業期間を令和6年度まで延伸する予定です。<u>ただし、用地取得に伴う建物等への補償金は、令和5年3月31日</u>までの契約とさせていただきます。

期間が過ぎた場合は、道路拡幅用地の土地代金はお支払いしますが、補償金は支払うことができなくなります。

補償のこと

建物に対する補償契約を行うためには、「建物・工作物調査」を実施させていただく必要があります。調査から補償算定、契約までに1年程度の時間を要するため、事業協力のご意向がある方につきましては、令和4年3月31日までにお申し出ください。

UR まちづくり事務所のこと

葛飾区は、URに業務委託を行い、平成22年7月より東立石四丁目地区まちづくり事務所で、主要生活道路の拡幅整備に伴う用地取得や生活再建に関するご相談等を行ってまいりました。今後の事業スケジュールを見据え、当事務所を、令和3年2月ごろを目途に閉鎖し、堀切地区に事務所※を新設いたします。

令和3年3月31日までは、引き続きURに業務委託を行い、今までどおりご自宅等にお伺いしてのご相談等に対応をさせていただきます。

令和3年4月1日以降につきましては、新たに委託業者を選定してまいります。

※堀切地区まちづくり事務所(仮称) 住所: 葛飾区堀切2-66-15 フジモトビル2F

電話番号:未定(区までお問合せ下さい)

開設時期:令和3年3月初旬